# 第3回定例委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名(木村委員)

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。日程第1、第8号議案「芦屋 市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について」を議題とし ます。提案説明を求めます。

社会教育部長) (議案資料に基づき概略説明)

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅 井 委 員 ) このような場合は、補欠の委員ということですか。

社会教育部長) 補欠の委員は決めておりません。しかし、それぞれの団体 から推薦いただいた委員が改選により退任されたので、新たに 推薦をお願いし、この3名の方の推薦を受けて委嘱しようとす るものです。

浅井委員) わかりました。

教 育 長 ) では、このような場合の補欠委員はいらっしゃらないとい うことですね。

社会教育部長) はい。

浅井委員) 任期は8月31日までですが、継続されるのかどうかは、 まだ決まってはいないのですか。

社会教育部長) 任期は8月31日までですが、再任は妨げませんので、継続していただく可能性もございます。

浅井委員) わかりました。

木 村 委 員 ) 委員の新旧対照表の中に、今回代わられた委員の方々が網

掛けで記載されていますが、その他にも警察署生活安全課長や中学校校長も代わっています。これは今年の4月に代わられた 方々ですね。

社会教育部長) そうです。この方々は4月1日に変更がありましたので、 第1回定例会において、専決報告をしております。

木村委員)わかりました。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第8号議案採決。結果、可決(出席委員全員賛成)〉

教 育 長 ) 続いて、日程第2、専決報告第10号「芦屋市立美術博物 館協議会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求 めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) この度、委嘱された委員の方は、芦屋市PTA協議会副会長ということで、芦屋市青少年問題協議会の委員としても委嘱されていますが、この役職の方は、芦屋市の中で他にどのような会議の委員をされているのですか。

社会教育部長) 申しわけございません。手元に資料がありませんので、今 すぐには正確な数は確認できませんが、芦屋市PTA協議会役 員の改選が5月にありましたので、関係する会議の委員の委嘱 については、今回の教育委員会の会議に議題として上げている と思いますので、恐らくこの2つの会議になると思います。

> どちらの会議も、由本副会長が委員にご就任されておられる ので、もう1名の副会長と分担していただいた方がよいのでは ないかと思いました。

> 委員の委嘱については、芦屋市PTA協議会からの推薦を受け、委嘱されているのだと思いますが、由本副会長に会議の委員が偏っているところが少し気になりました。

- 社会教育部長) 先ほどの私の説明に不足がありました。申しわけございません。今、手元に資料がないので確認ができませんが、野村副会長も他の会議の委員をされていると思います。
- 教 育 長 ) 芦屋市PTA協議会定期総会資料の中に、芦屋市PTA協議会の方が委員をされている20程の会議が記載されており、 そこを分担して活動していただいております。

教 育 長 ) そうですね。

木 村 委 員 ) いろいろな会議に出ておられるのですね。

松 本 委 員 ) 前回の社会教育委員は野村副会長がご就任されていました。

木村委員)わかりました。

教育長) 今日はその中の2つの会議が議題に上がったのです。

A協議会だけの仕事をされる方と分かれているのでしょうか。

松 本 委 員 ) かつては小中学校単位 P T A と 芦屋市 P T A 協議会の両方をやるという流れでしたが、現在は、皆さんお忙しいので分けて行っております。今年度ですと、野村副会長は山手中学校 P T A 会長と、芦屋市 P T A 協議会の副会長を兼任されています。その年度によって兼任される場合もあるのですが、基本的には分担し、たくさんの委員を募る形になります。

浅井委員) それでは、その年度の当番校は、当番校ではない年度より も、委員が大勢いらっしゃるということですね。

松本委員)はい。

浅井委員) 大変なことですね。

木 村 委 員 ) 今回、会議の委員としては、芦屋市PTA協議会の副会長 という充て職で出てこられているので、小中学校単位PTAと して委員になられているということではないのですね。

教 育 長 ) そうです。

浅 井 委 員 ) わかりました。ありがとうございます。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること に御異議ございませんか。

#### 〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第10号採決。結果、承認(出席委員全員賛成)〉

教 育 長 ) ここでお諮りいたします。

報告第4号「「芦屋市立幼稚園・保育所のあり方」について」は、その内容から、非公開で審議するのが適当と考えますが、御異議ございませんか。

#### 〈異議なしの声〉

また、報告第5号「芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する条例の制定について」は、6月議会に上程される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

#### 〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから非公開で審議いたしますので、関係者以外は退 席願います。

## 〈非公開審議〉

教 育 長 ) 続いて日程第3、報告第4号「「芦屋市立幼稚園・保育所のあり方」について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 部 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

今回3点の変更について市長部局と合意に至ったわけですが、教育委員会として、この変更点を受けとめ、十分にタイムテーブル等を勘案しながら進めていかなければならないと感じております。とりわけ、朝日ケ丘幼稚園跡地に誘致する私立認定こども園の開園時期が平成33年4月とする場合は、余り時間がないと思いますので、どの時期に何をするべきなのかを担当部署で十分に協議して、教育委員に進め方をお示ししたいと思います。

- 木 村 委 員 ) いろいろな団体から申入書が出ていますが、西蔵町市営住宅跡地の認定こども園の規模が大きすぎるという反対は、この資料ではごく一部だと思います。概ね、保育所の民営化についての反対が多いように見受けられます。その他には、徒歩通園について、送迎の問題を書かれている団体もありますね。
- 管 理 部 長 ) 御指摘のとおり、保育所の民営化についての反対が多くなっております。一部の団体からは、今回の案自体を一旦凍結し、市民参加の上で再度検討すべきであるという趣旨の申入れや署名などが提出されております。
- 教 育 長 ) 今いただいている署名は何団体あり、何筆ぐらいありましたか。
- 子育て推進課長) 4団体ほどからいただいており、今、正確な数字は集計中のものでありわかりかねますが、5,000筆ぐらいになるかと思います。
- 教 育 長 ) わかりました。分析されていますか。
- 子育て推進課長) それについても、現在集計をしているところです。

管 理 部 長 ) 資料 6 をご覧いただくと、1 4 名の議員が署名されておられます。つまり、議会総数の過半数を超えた議員の皆さまから、6 点の申し入れをいただいたということになります。その中で、西蔵町市営住宅跡地の定員規模についての指摘もあります。

資料7の労働組合からは、西蔵町市営住宅跡地の定員規模が、300人は多いという御指摘は組合交渉などでも出ております。この300人という定員規模が多過ぎるという議員の皆さまからの御指摘の趣旨は、単に300人を減らして伊勢幼稚園を私立認定こども園にするということであれば、労働組合の要求している趣旨とは違ってきます。労働組合からの申入れは、定員規模を小さくすることで、伊勢幼稚園や宮川幼稚園、あるいは新浜保育所をそのまま残してほしいという趣旨になりますので、その点の違いをよく認識しておかなければなりません。

木 村 委 員 ) 資料 7 では、システム等について慎重に検討してほしいと おっしゃっていますが、定員規模を縮小してほしいというとこ ろまではおっしゃっていませんよね。

管理部長) 職員数や管理体制等についての指摘になります。

木 村 委 員 ) 資料 8 では、徒歩通園が少し大変になるということや、感染症対策などの申入れですので、これについては答えることができると思います。

管 理 部 長 ) そのことにつきましては、これまでに三十数回行った説明 会でも、その都度明確にお答えはしております。

浅井委員) 市民の皆さまの理解を得られること、そして、いろいろな 形があるとは思いますが、芦屋の子どもたちのためになること を私たちは念頭に置いて、これからも考えていきたいと思いま す。

教 育 長 ) 市長部局、教育委員会双方とも芦屋市の子どもたちを、と もに育んでいくのだという姿勢は持っていますので、今後もよ りよいものをつくっていくために、大いに議論するべきだと思 っています。

> こうした議論を経て、本日は双方の合意事項を確認し、今後 配慮するべきことについての話合いができたと思います。

残る幼稚園につきましては、市長から御提案があったように、 今以上に魅力ある幼稚園として充実させることで、安心して来 ていただきたいと思っています。公立幼稚園が果たす役割は、 幼稚園が行っている小学校との連携など、保育所、認定こども 園などにも広げていくための要になることと思います。他にも、 特別支援に係る子どもたちに対しての大きな役割があるので、 その点も改めて再認識し、教育委員会全体としての重要な問題 として取り組んでいきたいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること に御異議ございませんか。

### 〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 〈報告第4号採決。結果、承認(出席委員全員賛成)〉

教 育 長 ) 報告第5号「芦屋市留守家庭児童会条例の一部を改正する 条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員 ) 今回の改正は、従来は夏休み中の留守家庭児童会は、7月は20日から31日までですので、実質10日ぐらいしかありませんが、7月分の育成費用を8,000円いただき、8月分の育成費用も8,000円いただいていたところを、7月分の育成費用を半分の4,000円にするということですか。

青少年育成課長) 通常、7月は1日から31日までありますので、いつ入会 するのかは保護者がいつでも決めることができます。これまで は、夏休みだけの利用についての受付はしておりませんでした。 この度の改正により、実施しようとするこの事業については、 7月20日からの夏休み期間しか行いません。

木 村 委 員 ) つまり、従来は夏休みのみの受付はしていないので、今回 はこの事業を行うことにより、夏休みだけでも入会することが できるようになったということですか。

青少年育成課長) はい。ですので、7月分だけの育成料の特例を定めようと しているものです。

木 村 委 員 ) それでは、通常の留守家庭児童会に入られている方々は、 この夏休み限定で行う事業も利用できるのですか。

青少年育成課長) 通常の留守家庭児童会に入られている方は、これまで通り 通常の学級に通っていただきます。

木 村 委 員 ) 今日の改正による事業は、夏休み用の特別な事業になるので、これとは別になるのですね。

青少年育成課長) そうです。

木 村 委 員 ) 通常学級に入られている方も夏休みにこちらの学級に入り たいという場合は、育成料を払えば入ることができるのですか。 青少年育成課長) 通常学級に入ってらっしゃる方は、そのまま通常学級に通っていただきます。今回の事業の対象となる児童は、基本的には現在待機となっている方です。まずは、現在待機となっている方に個別に連絡させていただき、入級の希望をお聞かせいただき、空きがあれば入級していただきます。通常学級に通っている方はこれまで通り通常学級に通っていただきますが、それ以外の方で御希望がありましたら入級していただく形を考えております。

浅 井 委 員 ) その現在待機している28名以外の子どもでも35名の中 に空きがあれば受け入れるということですか。

青少年育成課長) そうです。しかし、入会要件があるので、新しく申請される方につきましても、在職証明等の必要書類は提出していただくことになっております。

浅 井 委 員 ) この育成料の特例というのは、平成29年7月分に限って の特例ということですか。

青少年育成課長) そうです。

木 村 委 員 ) 通常の留守家庭児童会に入られている方は、毎月8,00 0円を払っておられるのですか。

青少年育成課長) 減免の制度がありますので軽減されている方もいらっしゃ いますが、通常は8,000円になります。

木 村 委 員 ) 従来の規定のままですと、今回の特別な事業の分でも、 7月は10日ぐらいしか利用期間がないのに、8,000円を 払わないといけなくなるので、それは利用期間からすると料金 に不都合があるので、その分を半額にするということでしょう か。 青少年育成課長) そうです。

教 育 長 ) 場所も期間も特例ということですね。

青少年育成課長) そうです。

教 育 長 ) 幼稚園を使用する場合、目的外使用許可は園長が発行する のですか。

青少年育成課長) 申請書は園長に提出しますが、使用許可は管理部が行います。

教 育 長 ) 以前、同じように岩園幼稚園でも行いましたね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第5号採決。結果、承認(出席委員全員賛成)〉

教 育 長 ) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長 ) 閉会宣言